

議案第 28 号

小城市社会教育関係補助金交付要綱の一部を改正
する告示

小城市社会教育関係補助金交付要綱（平成 24 年小城市告示
第 13 号）の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 27 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市社会教育関係補助金交付要綱について補助対象経
費等の取扱いの一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市告示第 号

小城市社会教育関係補助金交付要綱の一部を改正する告示

小城市社会教育関係補助金交付要綱(平成24年小城市告示第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第39号」の次に「。以下「規則」という。」を加える。

第2条を次のように改める。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、別表第1のとおりとする。

本則に次の5条を加える。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、別表第2のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第3のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金等交付申請書の提出部数は、1部とする。

(補助金交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの告示に従うこと。

(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(補助金の実績報告)

第7条 規則第13条に規定する実績報告書は、様式第2号のとおりとする。

る。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は補助金交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は、1部とする。

別表を別表第1とし次のように改める。

別表第1（第2条関係）

補助対象事業	補助対象者
青少年育成事業	青少年の健全育成に取り組む小城市青少年育成市民会議
社会教育団体支援事業	地域の子育て支援、生活環境の浄化、まちづくりに取り組む小城市地域婦人会
	文化を通して生涯学習に取り組む小城市文化連盟
県球技大会派遣事業	県子ども会連合会が主催するスポーツ大会に小城市の代表として参加する子ども会
県子ども会連合会国際交流派遣事業	県子ども会連合会が主催する海外での青少年との交流事業に参加する小城市内の小中学生の保護者

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費
青少年育成事業 社会教育団体支援事業	団体の活動に要する経費（事業費、会議費、事務費等）※食糧費については、開催当日の講師等を対象とし、弁当代は1人あたり500円を、飲料代は1人あたり120円を限度とす

	る。
県球技大会派遣事業	県大会出場登録の選手及び役員の事業に要する経費（旅費等）
県子ども会連合会国際交流派遣事業	事業に要する経費（旅費、参加費等）

別表第 3 （第 4 条関係）

補助対象事業	補助金の額
青少年育成事業	市長が定める額
社会教育団体支援事業	市長が定める額
県球技大会派遣事業	1 人につき1,000円とし、1 団体20,000円を上限とする。
県子ども会連合会国際交流派遣事業	1 人につき10,000円

別表第 3 の次に次の 2 様式を加える。

様式第 1 号（第 5 条関係）

社会教育関係補助金交付申請書

年 月 日

小城市長 様

申請者 住所
氏名又 ⑩
は名称

次のとおり 事業について、補助金交付を受けたいので、
小城市補助金等交付規則第 3 条第 1 項及び小城市社会教育関係補助金交
付要綱第 5 条の規定により次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 交付申請額算定

総事業費	(A)	円
対象外経費	(B)	円
補助対象事業費	(C) = (A) - (B)	円
交付申請額	(D)	円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他参考資料

様式第 2 号（第 7 条関係）

社会教育関係補助金実績報告書

年 月 日

小城市長 様

報告者 住所
氏名又 ⑩
は名称

次のとおり 事業が完了したので、小城市補助金等交付規則第13条及び小城市社会教育関係補助金交付要綱第 7 条の規定により次のとおり報告します。

1 補助金実績額 金 円

2 実績額算定

総事業費	(A)	円
対象外経費	(B)	円
補助対象事業費	(C) = (A) - (B)	円
交付決定額	(D)	円
補助金実績額	(E)	円
精算額	(D) - (E)	円

3 添付書類

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) その他参考資料

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

- (1) 規則及びこの告示に従うこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (補助金の実績報告)
- 第7条 規則第13条に規定する実績報告書は、様式第2号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は補助金交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は、1部とする。

別表（第2条関係）

交付対象事業	補助対象者	補助対象経費
青少年育成事業	青少年の健全育成に取り組む小城市青少年育成市民会議	団体の活動に要する経費（事業費、会議費、事務費等）
社会教育団体支援事業	地域の子育て支援、生活環境の浄化、まちづくりに取り組む小城市地域婦人会	
	文化を通して生涯学習に取り組む小城市文化連盟	

別表第1（第2条関係）

補助対象事業	補助対象者
青少年育成事業	青少年の健全育成に取り組む小城市青少年育成市民会議
社会教育団体支援事業	地域の子育て支援、生活環境の浄化、まちづくりに取り組む小城市地域婦人会
	文化を通して生涯学習に取り組む小城市文化連盟
県球技大会派遣事業	県子ども会連合会が主催するスポーツ大会に小城市の代表として参加する子ども会

県球技大会派遣事業	県子ども会連合会が主催するスポーツ大会に小城市の代表として参加する子ども会	事業に要する経費（旅費、参加費等）
訪韓少年の翼派遣事業	県子ども会連合会が主催する韓国での青少年との交流事業に参加する小城市内の小中学生の保護者	

県子ども会連合会国際交流派遣事業	県子ども会連合会が主催する海外での青少年との交流事業に参加する小城市内の小中学生の保護者
------------------	--

別表第 2（第 3 条関係）

補助対象事業	補助対象経費
青少年育成事業 社会教育団体支援事業	団体の活動に要する経費（事業費、会議費、事務費等）※食糧費については、開催当日の講師等を対象とし、弁当代は1人あたり500円を、飲料代は1人あたり120円を限度とする。
県球技大会派遣事業	県大会出場登録の選手及び役員の事業に要する経費（旅費等）
県子ども会連合会国際交流派遣事業	事業に要する経費（旅費、参加費等）

別表第3（第4条関係）

補助対象事業	補助金の額
青少年育成事業	市長が定める額
社会教育団体支援事業	市長が定める額
県球技大会派遣事業	1人につき1,000円とし、1団体20,000円を上限とする。
県子ども会連合会国際交流派遣事業	1人につき10,000円

様式第1号（第5条関係）

社会教育関係補助金交付申請書

年 月 日

小城市長 様

申請者 住所
氏名又は名称 ⑩

次のとおり 事業について、補助金交付を受けたいので、小城市補助金等交付規則第3条第1項及び小城市社会教育関係補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 交付申請額算定

総事業費	(A)	円
対象外経費	(B)	円
補助対象事業費 (B)	(C) = (A) -	円
交付申請額	(D)	円

3. 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書又はこれに代わる書類

(3) その他参考資料

様式第2号(第7条関係)

社会教育関係補助金実績報告書

年 月 日

小城市長 様

報告者 住所
氏名又は名称 印

次のとおり 事業が完了したので、小城市補助金等交付規則第13条及び小城市社会教育関係補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり報告します。

1. 補助金実績額 金 円

2. 実績額算定

総事業費	(A)	円
対象外経費	(B)	円
補助対象事業費	(C) = (A) - (B)	円
交付決定額	(D)	円
補助金実績額	(E)	円
精算額	(D) - (E)	円

3. 添付書類

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) その他参考資料